

制定 平成 29 年 4 月 1 日  
改正 令和 2 年 3 月 26 日

## あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「規則」という。）及び社会福祉法人の助成に関する条例（平成 11 年大阪市条例第 16 号。以下「条例」という。）並びに社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成 11 年大阪市規則第 39 号。以下「条例施行規則」という。）に定めるもののほか、あいりん並びに周辺地域の居住者及び生計困難者に対して、社会医学的な実態を把握するとともに、必要かつ迅速な医療の提供を行い、地域住民の保健と福祉の推進に寄与するための事業を行うため、あいりん地域における医療施設整備事業補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という。）は、あいりん地域における医療施設建設整備に係る別表 1 に掲げる経費とする。  
2 補助金の額は、別表 1 に基づいて算出することとし、補助対象金額の 8 割を上限とするが、予算額を超えることはできない。

### (交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に規則第 4 条各号に掲げる事項を記載し、事業開始の属する年度の前年度の 3 月末までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)事業計画書
- (2)収支予算書
- (3)見積書

### (交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、あいりん地域における医療施設整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第5条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（交付の時期等）

第6条 市長は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了前に、その全部または一部を概算払により交付するものとする。

- 2 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で市長に請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あいりん地域における医療施設整備事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あいりん地域における医療施設整備事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更は、事業計画の変更を伴わない軽微な図面等の変更に限るものとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、あいりん地域における医療施設整備事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
  - (1)補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
  - (2)補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。
- 5 補助事業者は、第2項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に交付を受けた補助金の額から取消し又は変更後の補助金の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。
- 6 補助事業者が前項の規定により戻入する補助金の額は、第3項の規定による補助金の交付がある場合には、当該補助金の額と相殺することができる。

（補助事業の適正な遂行）

第9条 補助事業者は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、あいりん地域における医療施設整備事業補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1)補助金の交付決定額とその精算額
  - (2)補助事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）
  - (3)収支決算書
  - (4)経費の支出を確認できる領収書の写し等

(補助金の額の確定等)

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、あいりん地域における医療施設整備事業補助金額確定通知書（様式第 9 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、あいりん地域における医療施設整備事業補助金精算書（様式第 10 号）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業が行われている場合又は補助事業が継続して行われている場合にあっては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

- 2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後 20 日以内（補助事業が継続して行われている場合は、各年度の末日から 20 日以内）に市長に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、第 4 条第 1 項により通知された金額と前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を出したことをもって、精算書を出したものとみなす。
- 4 市長は、第 1 項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。
- 5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 20 日以内に、剰余金を市長が発行する納付書により戻入し、又は不足額に係る請求をしなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。

(決定の取消し)

第 14 条 規則第 17 条第 3 項の規定による通知においては、市長はあいりん地域における医療施設整備事業補助金交付決定取消通知書（様式 11 号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 12 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 補助事業者が、大阪社会医療センター無料低額診療等事業補助にかかる補助を受けている場合、本補助金により設置した医療施設において発生する経常損益の一部を翌々年度の無料低額診療事業等の予算に反映しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 事業開始初年度においては、第3条第1項の定めに関わらず、あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）を4月末までに市長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月16日から施行し、この要綱による改正後のあいりん地域における医療施設整備事業補助金交付要綱は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年度の設計費（実施設計）、地質調査費及び用地造成費に係る補助申請においては、第3条第1項の定めに関わらず、あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）をこの要綱の施行の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行し、同日以降の申請について適用する。同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年3月26日から施行する。

## あいりん地域における医療施設整備事業補助項目

(別表)

項目	内容	補助額
設計費(基本設計)	基本設計の作成及び建設に係る設計監理に係る経費	補助額については、最大で経費総額の8割の金額又は経費総額に下記（按分率の考え方）に基づいて決定した按分率を乗じた金額のいずれか低い方の金額とする。
設計費(実施設計)、地質調査費及び用地造成費	実施設計の作成及び建設に係る設計監理に係る経費並びに地質調査、用地造成等に係る経費	
建設工事費	建設工事等に係る経費	
医療機器等購入費及びシステム整備費	医療機器、備品、消耗品購入（移設、処分費用含む）・システム整備に係る経費	

(按分率の考え方)

- 1 本件整備の基本的な考え方として、一般病床50床と外来診療機能を有する病院を大阪市が整備し、療養病床30床を補助事業者が整備するものである。  
本件整備について採用する按分率は、基本設計図書を精査し大阪市及び補助事業者が整備すべき割合を決定することとする。
- 2 1により按分率が決定したときは、補助金を精算するものとする。
- 3 基本設計以降のあいりん地域における医療施設整備事業補助項目(別表1)については、基本設計図書を精査し検討する。
- 4 建設工事費に係る建築単価は432千円/m<sup>2</sup>、床面積は5,011m<sup>2</sup>をそれぞれ上限とする。

(様式第1号)

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名印)

あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 円  
(2) 算出の基礎

2 補助事業等の名称、目的及び内容

- (1) 名称  
(2) 目的  
(3) 内容

3 補助事業等の開始日及び完了予定日

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書  
(2) 収支計算書  
(3) 見積書

(様式第2号)

大阪市指令福祉第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったあいりん地域における医療施設整備事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付要綱第7条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及びあいりん地域における医療施設整備事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大福祉第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

あいりん地域における医療施設整備事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったあいりん地域における医療施設整備事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名印)

あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて通知のあったあいりん地域  
における医療施設整備事業補助金の交付決定について、あいりん地域における医療施設整備事  
業補助金交付要綱第5条の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名印)

あいりん地域における医療施設整備事業補助金補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業について、あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第6号)

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名印)

あいりん地域における医療施設整備事業補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定を受けた  
補助事業について、あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由(中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令福祉第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

あいりん地域における医療施設整備事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定したあいりん地域における医療施設整備事業補助金について、あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名印)

あいりん地域における医療施設整備事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定を受けた  
補助事業について、あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付要綱第11条の規定に  
より、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業の名称

2 補助金の予定金額 金\_\_\_\_\_円

3 その他必要事項

- (1) 補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 補助事業の実績

4 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

( 様式第 9 号 )

大福祉第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

あいりん地域における医療施設整備事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定したあいりん地域における医療施設整備事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第10号)

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名印)

あいりん地域における医療施設整備事業補助金精算書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定を受けた  
補助事業等について、あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付要綱第13条の規定  
により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容 受領額 金 円

支出額 金 円

差引剰余(又は不足)額 金 円

2 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(様式第 11 号)

大阪市指令福祉第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

### あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付決定取消書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定したあいりん地域における医療施設整備事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、あいりん地域における医療施設整備事業補助金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

#### 1 取消しの内容

#### 2 取消しの理由